# 文化財保護法 (抜粋)

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正: 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

## 第12章 補則

第3節 地方公共団体及び教育委員会

#### (地方文化財保護審議会)

第 190 条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、 地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

#### 川崎市文化財保護条例

昭和34年8月3日 条 例 第 24 号

(目的)

- 第1条 この条例は、川崎市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図りもって市民 の郷土に対する認識をたかめるとともに文化の向上発展に貢献することを目的とする。 (指定及び認定)
- 第2条 川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国又は県が指定する文化財 以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げる それぞれの文化財として指定することができる。
  - (1) 市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で価値の 高いもの、又は考古資料として重要なもの

(2) 市重要習俗技芸

郷土芸能、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上もしくは民俗学上の値値の高いもの

(3) 市重要郷土資料

衣食住、生業、民政、信仰、年中行事、娯楽、芸能等に関する物件で市民生活の推移 を理解するための資料として価値の高いもの

(4) 市重要史跡

古墳、寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の価値が高いもの

(5) 市重要勝地

庭園、林叢、井泉、山岳その他の勝地で芸術上又は観賞上の価値の高いもの

(6) 市重要天然記念物

動植物及び地質、鉱物等で学術上の価値の高いもの

2 前項第2号の規定により指定された文化財を保持するものを当該文化財の保持者として認定することができる。

(審議会)

- 第3条 教育委員会に川崎市文化財審議会(以下「審議会」という。)をおく。
- 2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変 更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。
- 第4条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、文化財に関する学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(所有者又は保持者の同意)

- 第5条 教育委員会が文化財に指定しようとするときは、当該文化財の所有者(権原に基 く占有者を含む。)の申請によるもののほかは当該文化財の所有者の同意を得なければな らない。
- 2 文化財の保持者の認定をしようとする場合もまた前項の例による。

(解除)

- 第6条 教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は 保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。
  - (1) 文化財としての価値を失ったとき。
  - (2) 文化財が本市内に所在しなくなったとき。
  - (3) 文化財の保持者が本市内に居住しなくなったとき。
  - (4) 文化財が国又は県の文化財として指定をうけたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が解除の理由があると認めたとき。

(告示及び通知)

第7条 教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をした ときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

(行為の制限)

- 第8条 指定の文化財が滅失し、又はき損し、若しくは亡失したときは、すみやかにその 事由を具し教育委員会に届け出なければならない。
- 2 指定の文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、あらかじめそ の事由を具し教育委員会に申し出なければならない。
- 3 指定の文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき は、あらかじめその事由を具し教育委員会の承認を得なければならない。

(指示又は助言)

第9条 教育委員会は、指定の文化財の所有者又は保持者に対し、その管理及び保護について必要な指示又は助言をするものとする。

(補助)

- 第10条 教育委員会が指定の文化財の管理及び保護について必要があると認めるときは、 市は、これに要する経費の一部を当該所有者又は保持者に対して補助することができる。 (委任)
- 第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 川崎市文化財審議会規則

平成26年3月18日教委規則第3号

川崎市文化財審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第3条の規 定に基づく川崎市文化財審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。